

改定後	現行
<p style="text-align: right;">自旅第105号 平成8年6月21日 一部改正 平成16年9月16日 一部改正 平成27年4月1日</p> <p>各地方運輸局自動車（第一）部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて</p> <p>タクシーの観光地におけるルート別運賃の採用については、昭和61年12月23日付け地自第260号（以下「観光ルート別運賃本通達」という。）及び同日付け地域交通局自動車業務課長名による事務連絡をもって通知したところであるが、本年3月29日に閣議決定された規制緩和推進計画を踏まえ、認可手続の簡素化及び運用の弾力化を図ることとし、今後は下記の運用方により昭和61年12月23日付け地自第260号を運用することとされたい。</p> <p>なお、これに伴い同事務連絡は廃止する。</p> <p>また、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全国個人タクシー協会会長に対して、別添のとおり通達したので申し添える。</p> <p>I. 認可手続の簡素化</p> <p>1 観光ルート別運賃の設定又は変更の申請については、事案の公示を必要としないものとする。</p> <p>2 観光ルート別運賃については、平成5年10月6日付け自旅第219号「運賃料金の多様化、需給調整の運用の緩和その他タクシー事業についての今後の行政方針について」の通達2(1)ハの運賃改正申請に係る標準処理期間によることなくできる限り早期に処分を行うものとする。</p> <p>II. 観光ルート別運賃の設定</p> <p>1 観光ルートの設定について</p> <p>(1) 観光ルートの設定については、<b>観光ルート別運賃を設定しようとする</b></p>	<p style="text-align: right;">自旅第105号 平成8年6月21日 一部改正 平成16年9月16日</p> <p>各地方運輸局自動車（第一）部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて</p> <p>タクシーの観光地におけるルート別運賃の採用については、昭和61年12月23日付け地自第260号及び同日付け地域交通局自動車業務課長名による事務連絡をもって通知したところであるが、本年3月29日に閣議決定された規制緩和推進計画を踏まえ、認可手続の簡素化及び運用の弾力化を図ることとし、今後は下記の運用方により昭和61年12月23日付け地自第260号を運用することとされたい。</p> <p>なお、これに伴い同事務連絡は廃止する。</p> <p>また、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全国個人タクシー協会会長に対して、別添のとおり通達したので申し添える。</p> <p>I. 認可手続の簡素化 (略)</p> <p>II. 観光ルート別運賃の設定</p> <p>1 観光ルートの設定について</p> <p>観光ルートの設定については、当該観光地に事業区域を有するタクシー</p>

タクシー事業者に対し、地元の観光協会等関係機関の十分な協力を得るよう指導するものとする。

(2) 観光ルートのうち、起終点と複数の名所旧跡が所在する観光目的地との間の移動経路に有料道路等を含めることが一般的であるルートを設定する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号。以下「運賃制度通達」という。）」1(1)ハ③及び観光ルート別運賃本通達1にかかわらず、起終点及び観光目的地はそれぞれ一定のエリアとすることができることとし、その取扱いは次のとおりとする。

- ① 起終点は、運賃制度通達1(5)イ④に定める定額運賃における一定のエリアの設定方法に準じて設定するものとする。
- ② 観光目的地（当該エリア内に終点が設定される場を含む。）は、予定しているすべての行程（観光する名所旧跡をあらかじめ確定させておくもの）を設定時間内に無理なく周遊できる範囲を設定するものとする。

## 2. ルート別運賃について

(1) ルート別運賃は、事業者ごとに設定することができる。

(2) ルート別運賃は、標準的な走行状態を想定して算出される額を基準とするが、その取扱いは次のとおりとする。

① 観光ルートを設定し、又は変更する場合、当該ルートの走行距離、所要時間を実測し、この実測に基づいて既認可（届出）運賃の距離制又は時間制の運賃に基づく運賃額を設定するものとする。

この場合において、設定する運賃額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

② 観光ルート（1.(2)に規定する場合を除く。）に設定する運賃額を距離制運賃とするか時間制運賃とするかは、各事業者の判断によるものとする。この場合、当該ルートの実態を十分考慮するものとする。

③ 1.(2)に規定する観光ルートを設定する場合は、有料道路等の移動経路（起終点又は観光目的地をエリアとして設定しない場合は、起終点又は名所旧跡から有料道路等の出入口までの間を含む。）に関しては最短経路による運送に適用される距離制運賃、観光目的地における周遊に関しては時間制運賃に基づくことを基本とし、これらの合算を当該観光ルートの運賃額として設定するものとする。

事業者に対し、地元の観光協会等関係機関の十分な協力を得るよう指導するものとする。

## 2. ルート別運賃について

(1) ルート別運賃は、各事業者ごとの運賃の設定を認めることができる。

(2) ルート別運賃は、標準的な走行状態を想定して算出される額を基準とするが、その取扱いは次のとおりとする。

① 観光ルートを設定し、又は変更する場合、当該ルートの走行距離、所要時間を実測し、この実測に基づいて既認可運賃の距離制又は時間制の運賃に基づく運賃額を設定するものとする。

この場合において、設定する運賃額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

② 当該ルートに設定する運賃額を距離制運賃とするか時間制運賃とするかは、各事業者の判断によるものとする。この場合、当該ルートの実態を十分考慮するものとする。

- ④ 旅客誘致を促進する観点等から、事業者の申請に基づき、確定額による5割以内までの割引運賃を設定することができるものとする。
- (3) ルート別運賃の利便性の向上を図るため、観光ルートに何種類かのオプションを設定し、各々のオプションに係る運賃を確定額として設定することができるものとする。
- (4) 運送途上において利用者側の都合により解約（ルートの変更を含む。）された場合、本運送について観光ルート別運賃の適用は行わない。この場合の運賃は、最初から距離制運賃又は時間制運賃が適用されたものとし、この取扱いは次のとおりとする。
- ① 距離制運賃により算出されているルートにおいては、距離制運賃（メーター表示額）で精算するものとする。
- ② 時間制運賃により算出されているルートにおいては、通常の時間制運賃で精算するものとする。
- ③ 2. (2)③により算出されているルートについては、①と②の合計額で精算するものとする。
- ④ 利用者とのトラブルを防止するため、本取扱いを記載した説明書を作成するとともに、利用者に対し乗車前にその旨を説明して十分理解を得るよう指導すること。

附則（平成16年9月16日付け国自旅第149号改正）

改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成27年4月1日付け国自旅第346号改正）

改正後の規定は、平成27年4月1日以降に申請のあったものから適用する。

③ （略）

(3) （略）

(4) 運送途上において利用者側の都合により解約（ルートの変更を含む。）された場合、本運送について観光ルート別運賃の適用は行わない。この場合の運賃は、最初から距離制運賃又は時間制運賃が適用されたものとし、この取扱いは次のとおりとする。

① （略）

② （略）

③ （略）

附則（平成16年9月16日付け国自旅第149号改正）

改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。